



2026年6月23日

各位

会社名 株式会社 ヤマタネ
代表者名 代表取締役社長 河原田 岩夫
(コード：9305、東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員管理本部長 高橋 学
(TEL. 03-3820-1111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 13,114株
(3) 処分価額	1株につき2,038円
(4) 処分総額	26,726,332円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※1)3名 10,497,738円 5,151株 当社の執行役員 6名 7,243,052円 3,554株 子会社の取締役(※2)11名 8,985,542円 4,409株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。 ※2 社外取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年6月21日開催の当社第125回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「当社対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入すること並びに本制度に基づき、当社対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内として設定すること、当社対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は55,000株(当社は2025年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、現在は110,000株)上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、本日(2026年6月23日)開催の当社第127回定時株主総会において、対象取締役に対する本制度に基づく譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年額20百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)とすること及び各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を37,000株とすることとして改定されております。

す。

本日、当社取締役会により、当社対象取締役については、当社第 127 回定時株主総会から 2027 年 6 月開催予定の当社第 128 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、当社の執行役員については、当社第 128 期事業年度（2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日）までの期間に係る譲渡制限付株式報酬及び当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「子会社対象取締役」）については、2026 年開催の当該子会社定時株主総会から 2027 年開催予定の当該子会社定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社対象取締役 3 名、当社の執行役員 6 名及び子会社対象取締役 11 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 26,726,332 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 13,114 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026 年 7 月 10 日から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

I. 当社対象取締役における解除

当社は、当社対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026 年 7 月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人の

いずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

II. 当社の執行役員における解除

当社は、当社の執行役員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当社の執行役員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、当社の執行役員が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026年4月から当社の執行役員が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該時点において当社の執行役員が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

III. 子会社対象取締役における解除

当社は、子会社対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において子会社対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、子会社対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026年6月から子会社対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該時点において子会社対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

I. 当社対象取締役における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社

となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い当社対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において当社対象取締役が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

II. 当社の執行役員における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い当社の執行役員が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において当社の執行役員が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

III. 子会社対象取締役における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い子会社対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年6月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において子会社対象取締役が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、上記IからIIIの組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当

然に無償で取得するものとしたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,038円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上